

行政記録情報等の活用の推進について（現状と課題）【未定稿】

平成 23 年 7 月 14 日

1 経緯等

平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書において、「行政記録情報等の活用の推進について、更に調査研究を進める」とされたことを踏まえ、各府省におけるこれまでの取組状況と今後の検討課題等について整理する。

2 行政記録情報等の活用の目的

- 正確かつ効率的な統計の作成
- 統計調査における被調査者の負担の軽減

3 行政記録情報等の活用の類型

- 統計の作成（業務統計の作成）
- 母集団情報（母集団名簿の整備を含む）
- 統計調査の調査事項の代替等

4 基本計画における取組の方向性と実績

(1) 個別指摘事項の推進

①活用する行政記録情報等が具体的に特定されているもの

経済センサスー活動調査の母集団情報整備に労働保険及び雇用保険適用事業所情報を活用するものなど 16 事項（別表 1 参照）。

②活用する行政記録情報等が具体的に特定されていないもの

SNA の雇用者報酬の中の「中央政府」分の推計に行政記録情報を活用するものなど 10 事項（別表 2 参照）。

(2) 行政記録情報等の調査の原則化

①各府省の調査の企画・立案時における対応

○平成 21 年度実績

- ・畜産統計調査及び農業経営統計調査に「牛個体識別全国データベース」を活用（農林水産省）

○平成 22 年度実績

- ・平成 22 年国勢調査の精度確保のため住民基本台帳等を活用【総務省】
- ・平成 22 年 10 月から自動車輸送統計調査に行政記録情報を活用【国土交通省】

②総務大臣による統計調査の承認時、統計委員会による基幹統計調査の審議時の確認

○平成 21 年度実績

- ・基幹統計調査
港湾調査（輸出入申告情報等）【国土交通省】
- ・一般統計調査
国際航空貨物動態調査（輸出入申告情報）【国土交通省】

○平成 22 年度実績

- ・行政記録情報等の更なる活用に向けて検討を実施

(3) 行政記録情報等の保有機関によるオーダーメイド集計の活用

○平成21年度実績

- ・経済センサスー活動調査における個票審査の基準値に税務データのオーダーメイド集計を活用することについて検討【財務省、経済産業省、総務省】

○平成22年度実績

- ・統計調査と税務データとでは被調査者（申告者）の単位が異なることや、同一の用語が使用されていても、その用語の定義・内容が異なること等の課題を確認。
- ・今後は、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等を踏まえつつ、その利用可能性について検討。

(4) 行政記録情報等に関する環境整備

○平成21年度実績

「事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議」で取り扱うこととした。

○平成22年度実績

行政記録情報等への活用に係る最新の状況を把握するため、

- ①行政記録情報等を用いて経常的に作成・公表されている統計（業務統計）の実態
- ②行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査の事例
- ③行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査の事例

について、各府省から情報収集を行い、平成23年4月28日開催の第3回事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議において、その結果を報告した。

5 今後の検討課題

(1) 個別指摘事項の推進

行政記録情報等の活用は、被調査者の負担軽減等に資するため、既に行政機関内で保有するデータ資源を有効に活用しようとするものであり、基本的には推進すべきものである。ただし、行政記録情報等の中には、その利用について法制度上の制約がかかっているものがあること、活用に当たってはそのための事務やコストが発生すること等には十分留意する必要がある。

行政記録情報等が活用されている事例についてみると、例えばビジネスレジスターの整備において活用されている商業・法人登記情報は、全面的に電子化されており、一般の閲覧に供されているものである。このような情報については、比較的容易に活用することができると考えられるが、行政記録情報等の中には、法律で利用目的が制限されているものや電子化等が完了していないものがあり、そのような情報については、保有機関と密接に連携して、その円滑な活用の可能性について検討を行う必要があるものと考えられる（検討に際しては、活用によって得られる効用（ベネフィット）と投入するコストとの関係を客観的に分析することが望まれる）。

(2) 行政記録情報等の調査の原則化

行政記録情報等の活用については、常に問題意識を持って対応することが肝要であると考えられる。

統計調査を企画・立案するに当たって、活用できる行政記録情報等の有無及び活用の効果等に関し、各府省において漏れなく調査・検討等することとしている現行の仕組みは、行政記録情報等の活用を推進する上で効果的な手法であると考えられ、引き続き推進することが適切であると考えられる。

(3) 行政記録情報等の保有機関によるオーダーメイド集計の活用

オーダーメイド集計形態の行政記録情報等については、統計調査結果の精度を検証等するための手段として活用することが可能であると考えられる。引き続き、オーダーメイド集計による行政記録情報等の活用が可能な分野等について検討を進めることが必要であると考えられる。

(4) 行政記録情報等の活用に関する環境整備

行政記録情報等の活用については、国民感情や企業の情報管理に対する意識へのきめの細かい配慮が必要である。この点については、政府部内において、具体的事例に即しつつ、更に検討を進めることが必要であると考えられる。

行政記録情報等の活用状況

1 統計の作成（業務統計の作成）

府省等	件数	府省等	件数
人事院	4	厚生労働省	16
公正取引委員会	1	農林水産省	16
警察庁	2	(林野庁)	(2)
総務省	18	(水産庁)	(2)
(公害等調整委員会)	(1)	経済産業省	5
(消防庁)	(2)	(資源エネルギー庁)	(4)
法務省	12	(特許庁)	(1)
外務省	4	国土交通省	14
財務省	8	(海上保安庁)	(1)
(国税庁)	(3)	環境省	5
文部科学省	4	合計	109

2 母集団情報

(1) 母集団名簿（ビジネスレジスター（事業所母集団データベース））の整備に活用

調査等名（種別）	所管府省	行政記録情報等	保有機関
ビジネスレジスター （事業所母集団データベース）	総務省	商業・法人登記 [労働保険及び雇用保険 の適用事業所情報 等]	法務省（民事局） [厚生労働省 等]

(2) 母集団名簿として活用（例）

調査等名（種別）	所管府省	行政記録情報等	保有機関
畜産統計調査（基幹）	農林水産省	牛個体識別台帳	農林水産省
遊漁採捕量調査 （一般）	農林水産省	遊漁船業者登録簿	都道府県
石油製品需給動態統計 調査（基幹）	経済産業省（資源 エネルギー庁）	石油の備蓄の確保等に 関する法律に基づいた 申請・届出	経済産業省（資源 エネルギー庁）
知的財産活動調査（一 般）	経済産業省（特許 庁）	特許・実用新案・意匠・ 商標出願人に関するデ ータ	経済産業省（特許 庁）
旅行・観光消費動向調 査（一般）	国土交通省	住民基本台帳	市区町村（総務省 自治行政局市町 村課）
建設工事統計調査（基 幹）	国土交通省	建設業許可データ	国土交通省（総合 政策局建設業課）
自動車輸送統計調査 （基幹）	国土交通省	自動車登録ファイル	国土交通省（自動 車交通局）
水害統計調査（一般）	国土交通省	被害状況等報告	国土交通省

3 統計調査の調査事項の代替等（例）

調査名（種別）	所管府省	行政記録情報等	保有機関	利用形態
平成22年国勢調査（基幹）	総務省 （統計局）	住民基本台帳	市区町村（総務省 自治行政局市町村課）	市町村の審査段階における精度確保、欠測値の補完
医療施設調査 [動態](基幹)	厚生労働省	医療施設の開設、廃止、変更等の届出	都道府県等	調査事項の代替
毎月勤労統計調査(基幹)	厚生労働省	雇用保険適用事業所設置届	厚生労働省 （職業安定局）	調査対象となる新設事業所の選定
畜産統計調査（一般）	農林水産省	牛個体識別台帳	農林水産省	調査事項の代替
海面漁業生産統計調査(基幹)	農林水産省	漁獲成績等報告書	水産庁	調査事項の代替
建設工事統計調査（基幹）	国土交通省	建設業許可データ	国土交通省 （総合政策局建設業課）	調査事項の代替
自動車輸送統計調査（基幹）	国土交通省	自動車登録ファイル	国土交通省 （自動車交通局）	調査事項の代替
水害統計調査（一般）	国土交通省	公共土木施設災害復旧事業の目論見書	国土交通省	調査票の代替
産業連関表【基本表】（基幹・加工）	総務省等 10府省庁	貿易統計	財務省	輸出入額の推計
消費者物価指数（基幹・加工）	総務省（統計局）	POSデータ	民間企業	パソコン等の価格の把握

ビジネスレジスターにおける行政記録情報等の活用

1 ビジネスレジスターの役割

ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）は、国内のすべての事業所・企業の所在地、従業者数、産業（事業内容）等をデータベース化し、事業所・企業関係の統計調査の基盤として母集団情報の提供等を行うものである。

2 ビジネスレジスターと経済センサス

ビジネスレジスターは、基本的には、5年周期で実施される経済センサスー基礎調査及び経済センサスー活動調査に基づきデータの更新等が行われる。両調査はいずれも国内のすべての事業所・企業を対象に所在地、従業者数、事業内容等（注）を把握する全数調査である。

	第1回	第2回
経済センサスー基礎調査	平成21年7月	平成26年7月（予定）
経済センサスー活動調査	平成24年2月	平成28年（予定）

（注）経済センサスー活動調査は売上高等の経理事項も調査する。

3 ビジネスレジスターにおける行政記録情報等を活用した母集団名簿の整備

事業所・企業の新設・改廃という事象は日々発生するものの、経済センサスは5年に2回の周期で実施するため、精度の高い母集団情報をユーザーに提供するためには、適時・適切にデータを更新することが必要となる。

このような更新作業の一環で、ビジネスレジスターを所管している総務省（統計局）は、法務省の協力を得て、商業・法人登記データの情報を定期的に入手してデータの更新を図っている（平成21年7月分から毎月）。

さらに、総務省では、個人企業関係のデータ更新をするため、厚生労働省の協力を得て、労働保険情報を用いてデータの更新を実施する方向で検討を進めている（その他、民間情報等の収録も検討中）。

4 ビジネスレジスターの整備スケジュール

- 23年3月 整備方針（総務大臣決定）
- 23年度中 運用管理規程の作成
- 24年4月～ 試験運用
- 25年1月～ 本格運用

（参考）ビジネスレジスターの活用がもたらす効果

○正確な統計の作成

経理項目を収録して年次の母集団情報を提供すること等により、精度の高い標本設計等が可能となる。

○被調査者の負担軽減

名簿に調査履歴情報を付することにより、特定の調査客体に過度の負担が発生することを回避することが可能となる。

○各種統計調査を連結した集計・分析

共通事業所・企業コードの提供により、各種統計調査の結果を連結した集計・分析等が可能となる。

別表1 活用する行政記録情報等が具体的に特定されているもの

具体的な措置、方策等 (担当府省)	実施時期	検討状況又は進捗状況（上段は21年度、下段は22年度）
○ 法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業者数、事業所数等の照会を定期的に実施する。（総務省）	平成21年度から実施する。	<p>(平成21年度) 平成21年7月以降に商業・法人登記簿に新設登記した法人に対して、当該法人の主な事業の内容や従業者数等について、平成21年11月から郵送による照会を四半期ごとに実施しており、平成22年度においても引き続き実施する予定。</p> <p>(平成22年度) ○ 平成21年7月以降に商業・法人登記簿に新設登記した法人に対して、当該法人の主な事業の内容や従業者数等について、平成21年11月から郵送による照会を実施しており、平成22年度においても引き続き実施したところ。</p>
○ 厚生労働省の協力を得て、雇用保険適用事業所設置届及び労働保険関係成立届から事業所等の新設、廃止等を把握することについて検討する。（総務省）	平成22年から検討する。	<p>(平成21年度) ○ 労働保険情報のサンプルデータを入手し、データ分析を実施。 ○ 平成22年度より、事業所母集団DBとの効率的な照合方法など、データの精査方法等について検討を行う予定。</p> <p>(平成22年度) ○ 雇用保険情報を含む労働保険情報の事業所母集団データベースへの活用について、厚生労働省と具体的な事務処理方法などを協議し、平成22年12月にデータの提供を受け、事業所母集団データベースとの照合などの分析を実施。 また、受領したデータは、平成24年に実施する経済センサス-活動調査の名簿整備に活用。</p>
○ EDINET情報をビジネスレジスターに収納することを検討する。併せて、EDINET情報とビジネスレジスターの情報を法人企業統計に活用する具体的方策を検討する。（総務省・財務省）	平成21年度から検討する。	<p>(平成21年度) 財務省、金融庁、総務省の3者において、法人企業統計調査及びEDINET情報の事業所母集団DBへの活用について検討を開始。引き続き、3者による検討を実施。</p> <p>(平成22年度) ○ EDINETについては、システム改修が予定されており、当該改修状況を考慮しながら、ビジネスレジスター（事業所・母集団データベース）への収納について、引き続き財務省、金融庁、総務省の3者による検討を実施。【総務省（統計局）】 ○ 上記の検討結果を受けて、ビジネスレジスターの法人企業統計調査への活用を検討する予定。【財務省】</p>
○ 特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称及び所在地と企業の登記情報との照合作業を行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納する。（総務省）	平成21年度から検討を開始し、速やかに実施する。	<p>(平成21年度) 平成22年度は、産業財産権の企業出願人情報について、早急にサンプルデータの提供を依頼し、データ分析に着手する予定。</p> <p>(平成22年度) ○ 特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称・所在地のサンプルデータを受領し、検討を開始。</p>
○ 事業所・企業識別	平成21年	(平成21年度)

<p>番号と「日本輸出入者標準コード（JASTPROコード）」（輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード）の照合を行うに当たり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。（総務省）</p>	<p>度から検討する。</p>	<p>平成22年度は、日本輸出入者標準コード（JASTPROコード）について、早急にサンプルデータの提供を依頼し、データ分析に着手する予定。</p> <p>（平成22年度）</p> <p>○（財）日本貿易関係手続簡易化協会と協議を実施し、有用性等について検討。</p>
<p>○ 住民基本台帳人口移動報告において、住民基本台帳データを活用し、年齢別や都道府県よりも細かな地域別の移動数に関する統計を作成することについて、個人が特定されないよう配慮した上で、早期に結論を得られるよう、地方公共団体と協議を行う。（総務省）</p>	<p>平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。</p>	<p>（平成21年度）</p> <p>結果表章の詳細化について、地方公共団体に対して説明を行い、住民基本台帳データの提供に関する理解を得たところであり、22年度から整備を図っていく予定。</p> <p>（平成22年度）</p> <p>○ 新結果表作成のシステム開発を行い、平成22年2月に年齢別結果表を公表。市区町村別の結果表については平成23年4月に公表した。</p>
<p>○ 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」について、地方公共団体の意見も聞きつつ、以下の検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集計の充実（性・年齢各歳別人口、世帯主の性・年齢・世帯人員別世帯数、世帯主との続柄別人口、性・年齢別国籍移動数など） ・ 作成時期（現行は3月末）の見直し <p>（総務省）</p>	<p>平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論を得る。</p>	<p>（平成21年度）</p> <p>基本計画に例示された調査項目や調査基準日の見直しについて、現在、都道府県に意見を照会しているところ。その結果を踏まえ、平成22年度はこれらの見直しについて具体的な検討を進め、できるだけ早期に結論を得る予定。</p> <p>（平成22年度）</p> <p>○ 基本計画に例示された調査項目や調査基準日の見直しについて、都道府県への意見照会及び全省庁への影響調査（基準調査日）を実施。また、平成21年の住民基本台帳法改正により、住民基本台帳の適用対象に外国人が加わることから、外国人住民に関する調査項目を追加することとした。今後は、意見照会や調査結果等を踏まえ、これらの見直しについて具体的な検討を進め、できるだけ早期に結論を得る予定。</p>
<p>○ 学校保健統計調査において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じることを含め、調査方法や調査票の改</p>	<p>平成22年中に結論を得る。</p>	<p>（平成21年度）</p> <p>当該基本計画等で指摘されている事項に対応するため、省内に有識者からなる「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会」を平成21年2月に設置しており、学校保健統計調査については、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策等について検討を行った。平成22年中に結論を得る予定。</p> <p>（平成22年度）</p>

<p>善について検討する。 (文部科学省)</p>	<p>○ 学校保健統計調査に係る指摘事項を検討するため、学識経験者からなる検討会を設け、検討を行った。その結果、以下の理由により、掲げられた「心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じること」については困難との結論を得た。</p> <p>また、掲げられた事項以外の調査方法や調査票の改善については、都道府県教育委員会学校保健担当部局や財団法人日本学校保健会、関係学会等の意見を聴取する機会を設け、学校現場における対応能力も踏まえつつ、改正の必要性や実現可能性をさらに検討していくこととしている。</p> <p>① 学校保健統計調査は、学校保健安全法第13条に基づく学校保健安全法施行規則第6条各号に定める項目について行う健康診断（以下「健康診断」という。）及び同規則第11条に定める保健調査（保護者が記入する問診票。以下「問診票」という。）の結果をもとにした二次的調査として実施されるものである。</p> <p>したがって、学校保健統計調査の基礎となるデータは健康診断又は問診票のいずれかによって収集されたものに限られる。</p> <p>② 「心の健康」については、精神科医師による継続的な診断を必要とすることから、健康診断という時間的に限られた場だけでは判断できない。また、精神疾患に対しては社会的偏見が存在する現状を踏まえれば、自己申告という性格を持つ問診票の内容とすることにはなじまない。</p> <p>③ アレルギー疾患については、問診票において、「ぜん息」、「アトピー性皮膚炎」及び「食物・薬物アレルギー」に関して報告を求めるのが一般的である。</p> <p>このうち「ぜん息」及び「アトピー性皮膚炎」については、その症状が明白であるため、既に学校保健統計調査の対象としている。</p> <p>「食物・薬物アレルギー」の有無については、基本的に児童生徒の自己申告となるが、調査時点で必ずしも正確な診断がされているとは限らず、統計的な基礎データとするには信頼性を欠く可能性がある。</p> <p>④ 生活習慣病については、これに関連する項目として肥満傾向（身長・体重）及び尿糖を集計しているが、さらに項目を追加するには血液検査を実施する必要があり、実施に当たっては新たな費用負担が発生する。なお、高等学校までの年代であれば、血液検査で得られる情報は他の項目で十分代替できるとされる。</p> <p>⑤健康診断票をそのまま統計作成に利用するためには健康診断票の全国統一様式化が前提となる。</p> <p>健康診断票については、かつては学校保健法施行規則において様式が定められていたが、検査項目について各設置者の裁量を認めることとし、平成6年に同規則を改正して全国統一様式を定めないこととされた。</p> <p>このような経緯を踏まえれば、地方分権の一層の推進</p>
-------------------------------	---

		が求められる現時点において、再び全国統一様式に復することはできない。（なお、学校保健法は平成21年に改正され、学校保健安全法と改称された。）
○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報（委託加工など）を貿易統計に反映させることを検討する。（財務省）	平成21年度から検討する。	<p>（平成21年度）</p> <p>業務統計としての貿易統計に求められる行政の効率化や貿易手続の円滑化という観点、国際貿易・物流関係者からの要請及び貿易統計の利用者ニーズ等を踏まえ、今後の貿易統計のあり方についての検討を開始している。</p> <p>平成21年度後半に政府統計の総合窓口（e-Stat）を用いて「貿易統計の改善に向けたアンケート」を実施しており、その結果を踏まえつつ、今後検討すべき論点の整理や、外部有識者（統計利用者及び行政記録情報の提供者等）からの意見聴取を含む検討を進展させていく予定。</p> <p>（平成22年度）</p> <p>○ 業務統計としての貿易統計に求められる行政の効率化や貿易手続の円滑化という観点、国際貿易・物流関係者からの要請及び貿易統計の利用者ニーズ等を踏まえ、今後の貿易統計のあり方についての検討を行っているところである。</p> <p>（平成21年度末に政府統計の総合窓口（e-Stat）を用いて「貿易統計の改善に向けたアンケート」を実施しており、その結果を踏まえつつ、今後検討すべき論点の整理や、外部有識者（統計利用者及び行政記録情報の提供者等）からの意見聴取を含む検討を進展させていく予定。）</p>
○ 適法な在留外国人の台帳制度等についての検討状況を踏まえ、登録外国人統計（在留外国人統計）及び出入国管理統計における国籍別、在留期間別の集計の充実について検討する。（法務省）	平成25年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得る。	<p>（平成21年度）</p> <p>21年度は特段の取組実績はなし。なお、今後平成25年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得るよう予定。</p> <p>（平成22年度）</p> <p>○ 平成22年度は特段の取組実績はなし。なお、今後、平成25年までのできるだけ早い時期を目途に結論を得る予定。</p>
○ 医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。（厚生労働省）	平成23年調査の企画時期までに結論を得る。	<p>（平成21年度）</p> <p>医療施設調査及び患者調査について、記入者負担の軽減及び統計調査の効率化の観点から、医療機能情報提供制度やレセプトの電子化等の推進状況を踏まえ、平成23年調査以降への行政記録情報等の活用可能性について検討する。</p> <p>〔調査スケジュール〕</p> <p>平成22年度 4月 調査企画開始</p> <p>10月 医療施設調査・患者調査 調査票 社会保障審議会統計分科会審議（予定）</p> <p>12月 統計委員会へ諮問、総務省へ承認申請（予定）</p> <p>平成23年度 調査の実施</p> <p>（平成22年度）</p> <p>○ 平成23年調査の企画を行い、医療施設調査において「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとした。</p> <p>○ 平成22年12月17日に統計委員会へ諮問し、第25、28、</p>

		29回人口・社会統計部会による審議を経て、平成23年4月22日に統計委員会において答申が採択された。
○ 経済センサス-活動調査の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定。平成20年3月19日改定）等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。（総務省）。	平成23年度の経済センサス-活動調査における活用を平成21年度から検討する。	(平成21年度) 労働保険情報のサンプルデータを入手し、データ分析を実施。今後、事業所母集団DBとの効率的な照合方法など、データの精査方法等について検討を行う予定。
		(平成22年度) 雇用保険情報を含む労働保険情報の事業所母集団データベースへの活用について、厚生労働省と具体的な事務処理方法などを協議し、平成22年12月にデータの提供を受け、事業所母集団データベースとの照合などの分析を実施。また受領したデータは、平成24年に実施する経済センサス-活動調査の名簿整備に活用。
○ 住民基本台帳データを活用して集計している住民基本台帳人口移動報告における表章の詳細化の必要性や個人が特定されないための表章方法等について地方公共団体に説明し、現行よりも詳細なデータの提供についての了解を得た上で、必要なデータの活用について早期の実現を図る。（総務省）	平成21年度から具体的な検討を開始する。	(平成21年度) 結果表章の詳細化について、地方公共団体に対して説明を行い、住民基本台帳データの提供に関する理解を得たところであり、22年度から整備を図っていく予定。
		(平成22年度) ○ 新結果表作成のシステム開発を行い、平成22年2月に年齢別結果表を公表。市区町村別の結果表については平成23年4月に公表した。
○ 法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用の早期実現に向けて、集計システムの改修等技術的課題等を検討する。（財務省）	平成21年度から具体的な検討を行う。	(平成21年度) 財務省、金融庁、総務省の3者において、法人企業統計調査及びEDINET情報の事業所母集団データベースへの活用について、検討を開始。引き続き、3者による検討を実施。
		(平成22年度) ○ ビジネスレジスターに収納されたEDINET情報を法人企業統計調査に活用する方策について、総務省、財務省、金融庁の3者による検討を実施。
○ オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等につい	平成21年度から具体的な検討を行う。	(平成21年度) 財務省、国税庁及び経済産業省間において、経済センサス-活動調査における個票審査の基準値としての、税務データのオーダーメイド集計による集計表の利用可能性を検証するため、平成21年度から税務データのオーダーメイド集計による集計表と既存統計データの比較可能性について検討することとし、平成21年度から具体的なオーダーメイド集計の手法について検討を進めているところ。
		(平成22年度)

<p>て検討を行い、早期の実現を図る。(財務省、経済産業省等)</p>		<p>○ 税務データのオーダーメイド集計の形態による集計表については、平成 21 年度において、財務省、国税庁及び経済産業省間で、経済センサス-活動調査の個票審査の基準値や個票欠測値の推計値としての利用可能性を検討してきたところであり、統計調査(経済センサス-活動調査を含む。)と税務データとでは、被調査者(申告者)の単位が異なることや、同一の用語が使用されていても、その用語の定義内容が異なること等の課題が確認された。</p> <p>その後、これらの課題を解消した上で、個票審査の基準値や個票欠測値の推計値としての集計表の有用性を検証するためには、相当な時間を要するため、平成 24 年 2 月実施の経済センサス-活動調査への活用は困難と判断するに至った。</p> <p>今後は、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等を踏まえつつ、改めて集計表の利用可能性について、引き続き 3 省庁間で十分な準備期間をもって検討を重ねていく必要があると考えている。【財務省及び経済産業省】</p>
<p>○ 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。(関係府省(農林水産省、国土交通省、厚生労働省等))</p>	<p>統計調査ごとに次回調査の企画時期までに検討し、結論を得る。</p>	<p>(平成 21 年度)</p> <p>○ 次回(平成 23 年実施予定)調査の企画に際して行政記録の活用も検討することとしている。(企画案については平成 22 年 4 月以降検討する予定。)【厚生労働省】</p> <p>○ 2008 年漁業センサス(平成 20 年 11 月実施)において一部地域で試行を行った結果を踏まえ、2013 年漁業センサスの実施に係る統計委員会(平成 24 年度予定)で、2008 年調査の課題等を整理・検討し、2013 年調査の対応方向を報告予定。【農林水産省】</p> <p>○ 土地基本調査については、平成 22 年度より検討会を設置して次回調査に向けた調査設計を行う予定であり、昨年度の予算要求において、必要経費を要求したところである。固定資産課税台帳データの活用方法については、当該検討会に総務省等の関係者の参画を得て、活用面の課題解決に向けた検討を行うこととしている。【国土交通省】</p> <p>(平成 22 年度)</p> <p>○ 平成 23 年調査の企画を行い、医療施設調査において「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとした。</p> <p>○ 平成 22 年 12 月 17 日に統計委員会へ諮問し、第 25、28、29 回人口・社会統計部会による審議を経て、平成 23 年 4 月 22 日に統計委員会において答申が採択された。【以上厚生労働省】</p> <p>○ 2008 年漁業センサス(平成 20 年 11 月実施)において一部地域で試行を行った結果を踏まえ、2008 年調査の課題等を整理・検討し、2013 年漁業センサスの実施に係る統計委員会(平成 24 年度予定)で、2013 年調査の対応方向を報告予定。【農林水産省】</p> <p>○ 法人土地基本調査については、「土地基本調査検討会」を設置して次回調査に向けた調査設計を行っており、固定資産税課税台帳データに限らず、広く行政記録情報の活用</p>

		の可能性について検討している。【国土交通省】
--	--	------------------------

別表2 活用する行政記録情報等が具体的に特定されていないもの

具体的な措置、方策等 (担当府省)	実施時期	検討状況又は進捗状況（上段は21年度、下段は22年度）
○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇員報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討する。(内閣府)	平成25年度までに結論を得る。	(平成21年度) 米国等における推計方法について調査を行い、分配面からの四半期推計について検討を開始したところである。今後も営業余剰の推計方法等の課題についてさらに検討を深め、平成25年度までに結論を得る予定である。 ----- (平成22年度) ○ 分配面からの四半期別推計については、欧米諸国における推計方法等の研究を行うとともに、我が国における推計可能性について検討を実施している。今後、所得面における営業余剰の推計等の課題について引き続き検討を進めていく予定である。
○ 既存の統計や行政記録情報等から建築物ストック全体を推計する加工統計を整備する。(国土交通省)	平成21年度から実施する。	(平成21年度) 建築物ストック統計検討委員会を設置し、建築物ストック統計の作成方法について検討を行い、推計値の算出について試算を行った。 住宅・土地統計調査、法人建物調査、建築着工統計、固定資産の価格等の概要調書等から建築物のストック全体を推計する方法を検討した。 ----- (平成22年度) ○ 平成21年度に取りまとめた建築物ストック統計検討会報告書及び報告書に基づいて試算した平成22年1月1日現在の建築物ストック統計の試算値の公表を行った。 引き続き、本統計の推計値(平成22年1月1日現在)の算出とその公表に向けて、作業を進めている。
○ 生産的資本ストック及び純資本ストックの測定に不可欠な資産別経齢プロファイル(経齡的な効率性及び価格変化の分布)を推計するため、民間企業投資・除却調査(うち除却調査)の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。(内閣府)	平成17年基準改定時に実施する。	(平成21年度) 民間企業投資・除却調査を調査結果を蓄積させてきたところであり、引き続き、資産別経齡プロファイルの推計に向けてさらに検討を行う予定である。 ----- (平成22年度) ○ 民間企業投資・除却調査結果の蓄積に基づき資産別経齡プロファイルの推計の検討を行っており、平成23年末公表予定の平成17年基準改定における実施に向け作業中である。
○ 知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業	平成23年度までに結論を得る。	(平成21年度) ビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報の照合状況を踏まえ協議を開始予定。併せて、窓口府省についても検討予定。 ----- (平成22年度) ○ ビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報の照合状況を踏まえ協議を開始。その結果を踏ま

<p>財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。(総務省・特許庁)</p>		<p>えて、平成23年度は未照合情報に対する対応について協議を開始予定。併せて、窓口府省についても検討予定。協議開始に向けて、平成23年3月に照合状況等について打合せを実施。【総務省(統計局)及び特許庁】</p> <p>○ 総務省に対し、ビジネスレジスターの企業情報と照合するための産業財産権の出願人情報に関する基礎的な情報を説明するとともに、提供可能なデータ内容・照合方法等に関する具体的な提案を特許庁より行った。【特許庁】</p>
<p>○ 平成27年時点で、企業グループの知的財産活動に係る統計データと5年から6年度分の財務データを同時に利用することが可能となるよう、企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの速やかな構築に向けて必要な取組等を検討する。(総務省・経済産業省)</p>	<p>平成24年度までに結論を得る。</p>	<p>(平成21年度)</p> <p>○ 上記の照合状況及び財務データの活用に関する検討結果を踏まえ、必要な取組等について検討予定。併せて、窓口府省についても検討予定。【総務省】</p> <p>○ 企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの構築に向けた取組について、平成22年度以降総務省と協力し、具体的課題について検討を開始する予定。【経済産業省】</p> <p>(平成22年度)</p> <p>○ 上記の照合状況及び財務データの活用に関する検討結果を踏まえ、必要な取組等について検討予定。併せて、窓口府省についても検討予定。【総務省(統計局)】</p> <p>○ 企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データの構築に向けて必要な取組等について検討を行った。【経済産業省】</p>
<p>○ 調査計画の策定の際、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について事前に調査・検討する。(各府省)</p>	<p>平成21年度から実施する。</p>	<p>(平成21年度)</p> <p>○ 職種別民間給与実態調査等の母集団事業所名簿の作成に当たって、事業所・企業統計調査(総務省)を活用している。【人事院】</p> <p>○ 国勢調査の調査票の記入内容の補完方法として、住民基本台帳等の行政記録の活用を検討し、市町村の審査段階における有効な精度確保方策として、これを活用することとしたところ。【総務省】</p> <p>○ 平成21年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績なし。【文部科学省】</p> <p>○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】</p> <p>○ 新統計法に基づき、総務省申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を促しているが、行政記録を活用できる調査がほとんどない。なお、平成21年度総務省申請を行った調査における行政記録情報等の活用実績としては、「畜産統計調査、農業経営調査：牛個体識別全国データベース」の利用があったところ。【農林水産省】</p> <p>○ 財務省、国税庁及び経済産業省間において、経済センサー活動調査における個票審査の基準値としての、税務データのオーダーメイド集計による集計表の利用可能性を検証するため、平成21年度から税務データのオーダーメイド集計による集計表と既存統計データの比較可能性について検討することとし、具体的なオーダーメイド集計の手</p>

		<p>法について検討を進めているところ。【経済産業省】</p> <p>○港湾統計調査について見直しを行い、平成22年1月から行政記録情報を活用している。また、自動車輸送統計調査についても見直しを行い、平成22年10月から行政記録情報を活用し、統計作成を行っていくこととしている。その他の統計調査についても、行政記録情報等の利用範囲の拡大等について検討を実施している。【国土交通省】</p> <p>○駐留軍関係離職者に対し、防衛大臣が講ずる特別の措置（離職前職業訓練）に係る統計調査であり、極めて特殊で限定的でもあり、計画時において検討を行ったが、活用できる行政記録情報等は存在しなかった。【防衛省】</p> <p>[他府省では特段の取組実績はない（調査計画の策定予定がないため等）]</p> <p>(平成22年度)</p> <p>○平成22年国勢調査の調査票の記入内容の補完方法として、住民基本台帳等の行政記録の活用を検討し、市町村の審査段階における有効な精度確保方策として活用。【総務省（統計局）】</p> <p>○平成22年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績なし。【文部科学省】</p> <p>○統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の実施に係る承認申請の際に、事前に省内において、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】</p> <p>○総務省への統計調査の実施に係る承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行っている。【農林水産省】</p> <p>○総務省への統計調査の実施に係る承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行っている。【経済産業省】</p> <p>○自動車輸送統計調査について一部見直しを行い、平成22年10月から行政記録情報を活用し、統計作成を行った。【国土交通省】</p>
<p>○総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。（各府省）</p>	<p>平成21年度から実施する。</p>	<p>(平成21年度)</p> <p>○総務大臣による統計調査の承認の審査に当たって、行政記録情報等に係る事前調査内容を確認した結果、行政記録情報により作成可能であるとして、1調査票が廃止された。（水害統計調査の公共土木施設（補助事業）調査票）</p> <p>また、統計調査の承認時に、今後の課題として指摘をした事例は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①港湾調査（輸出入申告情報等） ②国際航空貨物動態調査（輸出入申告情報） ③バルク貨物流動調査（輸出入申告情報） ④消費生活協同組合（連合会）実態調査（消費生活協同組合（連合会）の決算書類） ⑤地域児童福祉事業等調査（認可外保育施設の運営状況報告（年次報告）） ⑥農業協同組合及び同連合会一斉調査（農協等の業務報告書）【総務省】

		<p>○基幹統計調査の審議ごとに、統計作成に利用可能な行政記録情報等の有無などについての調査状況を確認し、必要に応じ、行政記録情報等の更なる活用等に向けての検討も行き、最終的な答申でも指摘した。【内閣府(統計委員会)】(平成22年度)</p> <p>○基幹統計調査の審議ごとに、統計作成に利用可能な行政記録情報等の有無などについての調査状況を確認し、必要に応じ、行政記録情報等の更なる活用等に向けての検討も行き答申でも指摘した。【内閣府(統計委員会)】(平成21年度)</p>
<p>○統計作成機関が提供要請を行った行政記録情報について、合理的な理由に基づいて提供することが困難な場合、その代替措置として、当該作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態による集計表の作成等を行うことを原則とする。</p> <p>なお、この場合の費用等は、基本的には統計作成機関が負担する。(各府省)</p>	平成21年度から実施する。	<p>○財務省、国税庁及び経済産業省間において、経済センサー活動調査における個票審査の基準値としての、税務データのオーダーメイド集計による集計表の利用可能性を検証するため、平成21年度から税務データのオーダーメイド集計による集計表と既存統計データの比較可能性について検討することとし、具体的なオーダーメイド集計の手法について検討を進めているところ。【経済産業省】</p> <p>○オーダーメイド集計については、平成22年度に3本のアーカイブ要望を申請しているところである。【国土交通省】〔他府省では特段の取組実績はない(提供要請がなかったため等)〕(平成22年度)</p> <p>〔各府省ともに、平成22年度における該当事例はない。〕</p>
<p>○各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。</p> <p>①行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策</p> <p>②行政記録情報等について、直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み(総務省)</p>	平成23年度を目途に結論を得る。	<p>(平成21年度)</p> <p>本項目の検討については、事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議で取り扱うこととし、平成22年度は、①事業所母集団データベースを整備する過程で課題となった事項、②①以外で基本計画に掲げられた行政記録情報等の利用に当たって課題となっている事項、③個別の統計調査に係る審査を通じて課題となった事項について、整理・検討を行う。</p> <p>(平成22年度)</p> <p>○平成22年度は、行政記録情報等の統計作成への活用に係る最新の状況を把握するため、</p> <p>①行政記録情報等を用いて、経常的に作成・公表されている統計(業務統計)の実態</p> <p>②行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査の事例</p> <p>③行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査の事例</p> <p>について、各府省からの情報収集を行い、平成23年4月28日開催の第3回事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議において、その結果を報告した。</p>
○緊急ニーズが生じたときは、原則として、行政記録情報等及び既存統計調査結果を活用	平成21年度から実施する。	<p>(平成21年度)</p> <p>OECD/労働市場における教育成果に関するネットワークが実施する所得データの収集について、既存統計調査結果である総務省の「就業構造基本調査(平成19年)」を使用</p>

<p>する。</p> <p>その際、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについても検討する。調査が複数府省の所管になる場合には、必要に応じ総務省が調整を図る。（関係府省）</p>	<p>して、データの提出を行った。【文部科学省】 〔他府省では特段の取組実績はない（緊急ニーズを生じる事案がなかったため等）〕</p> <p>-----</p> <p>（平成22年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災において、以下の対応を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年経済センサス - 基礎調査について、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県における全域及び浸水による被災地域に関する特別集計を実施。また、同県における町丁・大字別の産業別全事業所数及び従業者数等について、他の都道府県結果に先立ち公表。 ・ 平成22年国勢調査について、岩手県、宮城県及び福島県における町丁・字等別の男女・年齢別人口等並びに産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を実施。また、同県における確報値について、7月を目途に全国結果に先立ち公表を予定。 ・ 平成22年国勢調査（速報）及び平成21年経済センサス - 基礎調査に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県における浸水による被災地域の統計地図を作成し、各県に提供するとともに、統計局等ホームページに掲載。【総務省（統計局）】 ○ 以下について資料を作成し、ホームページで公表した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災における津波により流失、冠水等の被害を受けた農地の推定面積（県別及び市町村別） ・ 東日本大震災に伴う被災4県（岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）の農業産出額 ・ 東日本大震災に伴う被災地域における市町村別漁業経営体数、漁業就業者数、水産加工場数及び冷凍・冷蔵工場数【農林水産省】 ○ 平成23年3月11日の東日本大震災の発生に伴い、既存統計の特別集計による被災地域の産業規模の分析や、対象事業所への電話ヒアリングにより、被災状況の把握に努めた。 ○ 平成23年4月には、鉱工業生産指数（3月分速報）において、通常の全国値に加えて、被災地及び被災地以外の試算値を作成し、前月比と寄与率について公表した。【以上経済産業省】〔他府省では、平成22年度における該当実績はない。〕
---	--